

法務省民一第397号  
令和8年2月26日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長  
( 公 印 省 略 )

戸籍事務に関する取扱い（令和7年地方分権改革に関する提案募集関係）について（通知）

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、戸籍事務に関して、下記の事項について市区町村に周知することとされました。つきましては、下記の事項について、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

- 1 戸籍証明書等の公用請求における広域交付の活用について（管理番号220関係）

市区町村における円滑な事務の執行に資するため、第13次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号））により、市区町村の機関が同一の市区町村の長に対し、戸籍証明書等を公用請求する場合にも、広域交付が可能とされている。

- 2 名の振り仮名に疑義がある場合の出生届の取扱いについて（管理番号322関係）

出生届の審査において、名の振り仮名が一般の読み方として認められるものであるかのみ疑義がある場合は、振り仮名未定として出生届を受理することができる。